



令和6年度

保育士修学資金借受者の募集について

(お知らせ)



栃木県社会福祉協議会では、『保育士修学資金等貸付事業』を実施しています。
つきましては、令和6年度の借受者を次のとおり募集します。

〔制度の概要〕

保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付けることで、将来県内で保育業務に従事する人材の確保を図ることを目的に実施する制度です。

貸付けを受けた方は、保育士養成施設を卒業後、1年以内に保育士の資格登録をし、引き続き5年間（※）県内の保育施設等で保育士・保育教諭として保育業務に従事した場合には、修学資金の返還が全額免除されます。

※過疎地域・中山間地域に勤務する場合、又は中高年離職者の方は3年間となります。

過疎地域…日光市の旧「日光市、足尾町、栗山村、藤原町」、大田原市の旧「湯津上村、黒羽町」、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那珂川町

中山間地域…該当の方には個別にお知らせします。

中高年離職者…45歳以上で離職後2年以内の方

- 募集対象** 次頁「1 修学資金の貸付対象者」の要件に該当する方
- 申請受付締切** 令和6年6月3日（月）とちぎ保育士・保育所支援センター必着
- 募集人数** 100名程度
- 申請方法**

在学の保育士養成施設にて貸付申請書等を受け取り、書類作成の上、保育士養成施設に提出してください。

※ 生活保護受給世帯の方又はこれに準ずる経済状況にある世帯の方で、「高等教育の修学支援新制度」をご利用予定、又は生活費加算の上乗せをご希望の方につきましては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6
社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
とちぎ保育士・保育所支援センター
TEL 028-307-4194

1 修学資金の貸付対象者

次の（１）～（４）全ての条件に該当する方

（１）次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 栃木県内に住民登録をしている方であり、かつ、保育士養成施設（児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第18 条の6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。）に修学する方

イ 栃木県内の保育士養成施設に修学する方

ウ 保育士養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた方であり、かつ、保育士養成施設での修学のために転居をした方

（２）貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方

（３）保育士養成施設を卒業後、栃木県内において対象施設で保育士又は保育教諭として保育業務に従事しようとする方。ただし、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において保育業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。

（４）次のアからイのいずれの貸付金も利用していないこと

ア 本修学資金と趣旨が同様の他の国庫補助による貸付制度等

（例 公共職業安定所が実施する職業訓練、生活福祉資金の教育支援資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等事業等の併給はできません）

イ 他の都道府県が実施する保育士修学資金等

※従事先施設等は別表 1 のとおり

2 貸付期間

貸付期間は、2 年間とします。ただし、正規の修学期間が 2 年を超える養成施設に在学する場合は、貸付月額 of 2 年分に相当する額の範囲であれば正規の修学期間を貸付期間とします。

3 貸付額

（１）月額 月額 5 万円以内（ただし 2 年分を限度とします）

1 年生、4 年制大学の 2～3 年生が申請する場合は、1 2 0 万円（5 万円×24 か月）まで

卒業年次の学生（2 年制大学の 2 年生及び 4 年制大学の 4 年生）は、6 0 万円（5 万円×12 か月）

（２）申請により貸付の初回に入学準備金 2 0 万円（1 年生のみ）、最終回に就職準備金 2 0 万円（卒業年次）を加算できます。

（３）修学資金は無利子で、貸し付けます。

（４）交付は、年 2 回（① 4～9 月分、② 1 0～3 月分）に分けて、指定の口座に振り込みます。

4 貸付契約の解除、休止

貸付けを受けている方が、次に該当するときは、修学資金の貸付契約を解除または休止します。

(1) 貸付契約の解除

- ① 死亡したとき。
- ② 保育士養成施設を退学したとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったとき。
- ④ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- ⑤ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(2) 貸付の休止

- ① 休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学した月まで貸付けを休止します。

5 修学資金の返還等

修学資金の貸付けを受けた方は、貸付契約が解除されたとき、又は保育士養成施設を卒業したときは、次の6による返還の猶予又は免除に該当する場合を除いて、修学資金を返還することとなります。

(1) 返還期間

- ① 5年間とする。
- ② 2年間以上従事先施設等において保育の業務等に従事し、返還債務の一部免除をされた場合は、5年から保育の業務等に従事した期間を控除した期間とする。
- ③ 繰り上げて返還することもできるものとする。

(2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還とする。

(3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

6 修学資金の返還の猶予、免除

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、修学資金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

- ① 貸付契約が解除された後、引き続き保育士養成施設に在学しているとき。
- ② 保育士養成施設を卒業後、栃木県内で保育士として従事先施設等において保育の業務等に従事しているとき。
- ③ 保育士養成施設を卒業した場合において、県内従事先施設等において保育の業務等に就業する意思のある方については、卒業の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- ④ 災害、病気その他やむを得ない理由による特別の事情がある場合で、会長が適当と認める期間

(2) 返還の免除

- ① 保育士養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、栃木県内で保育士・保育教諭として保育の業務等に従事し、引き続き5年間（過疎地域・中山間地域で勤務又は中高年離職者の場合は3年間）業務に従事したとき
- ② 上記業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
- ③ 上記①、②の全部免除のほか、①と同じ条件で保育士として2年以上保育の業務等に従事したときは、返還額の一部が免除されることがあります。ただし、本人の責による事由による免職、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については、一部免除は適用しません。

7 申請方法

修学資金の貸付けを希望する方は、在籍する養成施設で募集要領を受け取り、貸付制度の内容、申請に必要な書類等を確認してください。

申請は、在籍する各養成施設に以下の必要書類一式を提出してください。

必要書類

(1) 「貸付申請書」

- ①申請書は申請者本人（学生）が自筆署名にて記入すること。
- ②連帯保証人を1人（独立の生計を営む成年）記入すること（署名欄は連帯保証人による自筆署名）。
- ③家族の状況欄には、生計を一つにする方の直近の所得金額を記入すること。
- ④連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付すること。

(2) 以下の添付書類

- ①所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）
- ②住民票（世帯全員の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）は不要です。）

(3) 中高年離職者（養成施設入学時に45歳以上で離職後2年以内の方）の場合は、**離職証明書又はそれに代わる証明書**を添付すること。

※申請には在籍する保育士養成施設長の推薦が必要です。推薦書は養成施設で作成の上、上記申請書類に添付されます。

8 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。申請から修学資金交付までの流れは、別紙「保育士修学資金手続の流れ」を参照してください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 とちぎ保育士・保育所支援センター

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-307-4194 FAX 028-623-4963

URL <https://www.tochigi-hoikushi-center.org>



当センターでは、保育に関する無料職業紹介事業を行っております。

保育のお仕事の紹介や個別相談、保育施設等を対象とした合同就職相談会の開催、これから保育職で働きたい方に向けた講座や保育体験等を実施しています。お気軽にご相談ください。